（登録認定機関以外の者による人を誤認させる行為の禁止）

第三十三条　登録認定機関以外の者は、その行う業務が認定等に関するものであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

第六章　農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

（輸出事業計画の認定）

第三十四条　我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（以下「輸出事業」という。）に関する計画（以下この条及び次条において「輸出事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　輸出事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　輸出事業の目標

二　輸出事業の対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国

三　輸出事業の内容及び実施期間

四　輸出事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五　その他農林水産省令で定める事項

3　輸出事業計画には、次に掲げる措置に関する事項を含めることができる。

一　農林水産物又は食品の流通に関する事業を行う者が実施する食品等の流通の合理化（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二条第三項に規定する食品等の流通の合理化のうち、農林水産物又は食品の流通における品質管理及び衛生管理の高度化又は国内外の需要への対応に関するものをいう。）に関する措置

二　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第六条第一項に規定する食品の製造又は加工の事業を行う者が実施する製造過程の管理の高度化（同法第二条第二項に規定する製造過程の管理の高度化をいう。）に関する措置

4　農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その輸出事業計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　基本方針に照らし適切なものであること。

二　当該輸出事業が確実に実施されると見込まれるものであること。

三　当該輸出事業に係る農林水産物又は食品が区域指定農林水産物等である場合にあっては、当該農林水産物又は食品が第十六条第一項又は第二項の規定による指定を受けた適合区域（同条第四項の規定により当該適合区域を変更した場合にあっては、当該変更後の適合区域）において生産され、製造され、加工され、又は流通するものであること。

四　当該輸出事業に係る農林水産物又は食品が施設認定農林水産物等である場合にあっては、当該農林水産物又は食品が第十七条第一項から第三項までの規定による認定を受けた適合施設において生産され、製造され、加工され、又は流通するものであること。

五　輸出事業計画に前項第一号に掲げる措置に関する事項が記載されている場合には、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第三項各号のいずれにも適合すること。

六　輸出事業計画に前項第二号に掲げる措置に関する事項が記載されている場合には、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第三条第一項に規定する基本方針に照らし適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。

5　農林水産大臣は、第一項の認定の申請があったときは、遅滞なく、その内容を当該申請に係る輸出事業計画の対象となる事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）に通知するものとする。

6　事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

（輸出事業計画の変更等）

第三十五条　前条第一項の認定を受けた者（以下「認定輸出事業者」という。）は、当該認定に係る輸出事業計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けるものとする。

2　農林水産大臣は、認定輸出事業者が当該認定に係る輸出事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定輸出事業計画」という。）に従って輸出事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）

第三十六条　認定輸出事業計画に従って実施される輸出事業（次条において「認定輸出事業」という。）に第三十四条第三項第一号に掲げる措置が含まれる場合には、認定輸出事業者を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第六条第一項に規定する認定事業者と、認定輸出事業計画（当該措置に関する部分に限る。）を同条第二項に規定する認定計画と、輸出事業（当該措置に関する部分に限る。）を同法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業とそれぞれみなして、同法第二章第三節第一款及び第二款並びに第四節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の特例）

第三十七条　認定輸出事業に第三十四条第三項第二号に掲げる措置が含まれる場合には、認定輸出事業者を食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第六条第一項の認定を受けた者と、認定輸出事業計画（当該措置に関する部分に限る。）を同法第七条第二項に規定する認定高度化計画とそれぞれみなして、同法第十条の規定を適用する。

第七章　雑則

（輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等）

第三十八条　主務大臣は、第五章第一節の規定の施行に必要な限度において、第十五条第一項若しくは第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第一項から第三項までの規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の事業を行う場所（以下「事業所等」と総称する。）に立ち入り、事業所等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2　都道府県知事等は、第五章第一節の規定の施行に必要な限度において、第十五条第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第二項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所等に立ち入り、事業所等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

3　前二項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5　第十五条第一項若しくは第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第一項若しくは第二項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等が、第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、主務大臣又は都道府県知事等は、それぞれ、自らが行った輸出証明書の発行又は適合施設の認定を取り消すことができる。

6　第十七条第六項の規定は、前項の規定による適合施設の認定の取消しについて準用する。

（登録認定機関に対する報告の徴収等）

第三十九条　主務大臣は、第五章の規定の施行に必要な限度において、登録認定機関若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所等に立ち入り、認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2　前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査及び質問について準用する。